

石狩市こどもの権利に関する条例施行規則（案）

令和 年 月 日規則第 号

（趣旨）

第1条 この規則は、石狩市こどもの権利に関する条例（令和 年石狩市条例第 号。以下「条例」といいます。）の施行に関し必要な事項を定めるものとします。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例によるものとします。

（委員長）

第3条 条例第13条に規定する救済委員会に委員長を置き、救済委員の互選によりこれを定めます。

2 委員長は、救済委員会の会務を総理し、救済委員会を代表します。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する救済委員がその職務を代理するものとします。

（救済委員会議）

第4条 委員長は、次に掲げる事項を協議するため、救済委員会議を招集し、その議長となります。

（1）条例第14条に規定する職務の遂行に必要な事項に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、救済委員が必要と認める事項に関すること。

2 救済委員会議の議事は、救済委員2人以上の賛成をもって決します。

3 救済委員会議は、公開しません。

（救済委員会議の特例）

第4条の2 委員長は、緊急を要するときその他やむを得ない理由があるときは、議事の概要を記載した書面を回付して救済委員の賛否を問い、救済委員会議に代えることができます。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用します。

（相談員の職務）

第5条 条例第20条に規定する相談員の職務は、次のとおりとします。

- (1) こどもの権利の普及啓発のほか、権利救済機関の周知活動を行うこと。
- (2) こどもの権利の侵害に関する相談に対し、必要な助言及び調整を行うこと。
- (3) 救済委員会の指示の下で、こどもの権利の侵害に関する調査及び調整を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、救済委員が必要と認めること。

(救済の申立て)

第6条 条例第15条に規定する救済の申立ては、救済委員会に救済申立書(第1号様式)を提出することにより行うものとします。ただし、やむを得ないと認める場合は、口頭により行うことができるものとします。

2 前項ただし書の場合において、口頭により救済の申立てがあったときは、当該申立ての内容を口頭申立記録書(第2号様式)に記録するものとします。

(調査)

第7条 救済委員会は、救済の申立てがあった場合は、当該申立てについて条例第14条第1項第2号に規定する事実の調査を行うものとします。ただし、当該申立てが次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め、現に係争中の事案に関するものであるとき。
- (2) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。
- (3) 次条の同意が得られないとき(同条ただし書に該当するものを除きます。)
- (4) 申立ての内容に具体的な権利の侵害が含まれないとき
- (5) 申立ての内容が救済委員又は条例第20条に規定する相談員の行為に係るものであるとき
- (6) 申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき
- (7) その他調査をすることが必要でない又は適当でないと救済委員が認めるとき

2 救済委員会は、調査の開始後に、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、調査を中止することができるものとします。

(調査の同意)

第8条 救済委員会は調査をする場合において、その調査が権利を侵害されたこども又は保護者からの申立てによるものでないときは、調査を行うことについて、同意書（第3号様式）により、事前に当該こども又はその保護者の同意を得なければなりません。ただし、こどもが置かれている状況等を考慮し、救済委員会が同意を得ずに調査を行う必要があると認めるときは、この限りではありません。

（調査の通知）

第9条 救済委員会は、調査をするときは、救済の申立てをした者（以下「申立人」といいます。）及び前条の規定により同意を得たこども又はその保護者（以下「同意者」といいます。）に対し、調査実施通知書（第4号様式）により通知するものとします。

2 救済委員会は、第7条ただし書の規定により調査をしないとき、又は同条第2項の規定により調査を中止するときは、その理由を付して、申立人及び同意者並びに関係する機関に対し、調査等検討結果通知書（第5号様式）により通知するものとします。

（勧告等の通知）

第10条 救済委員会は、条例第14条第1項第3号の規定に基づく勧告又は意見表明及び同項第4号の規定に基づく是正要請の提言を行ったときは、その旨を申立人及び同意者に対し、勧告等通知書（第6号様式）により通知するものとします。

2 市長は、条例第14条第1項第4号の規定に基づく是正要請の提言があったときは、関係する機関に対し、是正要請通知書（第7号様式）により通知するものとします。

（措置状況の通知）

第11条 救済委員会は、条例第18条第2項及び第5項の規定による報告があったときは、その旨を申立人及び同意者に通知するものとします。

（身分証明書）

第12条 救済委員及び相談員は、条例第14条に規定する職務を行うときは、身分証明書（第8号様式）を携帯し、関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければなりません。

（秘密の保持）

第 13 条 救済委員及び相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も、同様とします。
(庶務)

第 14 条 救済委員及び相談員の庶務は、子育て推進部において処理します。
(委任)

第 15 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。